

環境安全基本法(仮称)の制定を求める請願

参議院議長 殿

私たちは、以下の基本理念を明記し、有害化学物質による環境汚染に起因する人の健康や生態系へのリスクを最小限化するための環境安全基準を設定し、バイオモニタリング制度の導入、エコチル調査の継続、環境を受けやすい人のための施策等を実現するための「環境安全基本法」(仮称)を制定するよう要請します。

記

基本理念

- ① 人及び生態系への被害防止
- ② 予防的取組方法
- ③ 影響を受けやすい人等への配慮
- ④ すべての関係者の参加
- ⑤ 国際的協調

基本的施策

- ① 環境安全基本計画の策定
- ② 環境安全基準の設定
- ③ 環境安全調査の継続実施 (バイオモニタリング・エコチル調査)
- ④ 指定地域における環境安全改善計画
- ⑤ 影響を受けやすい人の環境安全の向上のための施策
- ⑥ 環境安全委員会の設置

以上

名 前	住 所

集約期限 2021年9月30日

取扱団体

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル4階
TEL:03-5875-5410 FAX:03-5875-5411



<趣旨説明>

1 化学物質と人間

化学物質は、人間に利便性をもたらしましたが、その一方で、有機水銀汚染による水俣病をはじめ、さまざまな公害病を引き起こしました。言うまでもなく、私たち人間は、空気・水・土壌（食物）ぬきには生存できない存在です。その意味で、環境中の有害化学物質による危険性（環境リスク）を低減し、人の健康や生態系を守ること（環境安全）は、人間の生存基盤の維持に不可欠な基本政策のひとつです。

2 環境基準等だけでは人の健康・生態系は守れない!!

水俣病事件後、環境リスクを低減し、人の健康・生態系を保全するために、環境基本法により水・大気についての環境基準が定められ、これに基づき各法の下で大気基準・水基準、水道水質基準、食品安全基準等が設定されています。

しかし、こうした基準だけで、人の健康や生態系が保全できる訳ではありません。なぜなら、環境基準値は、個別の化学物質ごとに、水・大気といった媒体別に、あくまでも平均値で定められているにすぎないからです。私たち人間が取り込む化学物質は、特に水からとか大気からといった区別がある訳ではありません。取り込み量全体が健康に影響を及ぼすおそれがあるのです。また、特に汚染がひどい地域に住む人々にとっては、リスク低減のために全国平均値レベルよりも厳しい措置が必要な場合もあります。さらに、子どもや特に化学物質への感受性が高い人々にとっては、平均値以下のレベルでも健康に影響が出ることもあります。

3 バイオモニタリングと環境疫学調査の必要性

こうした観点から、最近環境安全分野で世界的に注目されているのが、「ヒトのバイオモニタリング（HBM）と子どもの環境疫学調査（いわゆるエコチル調査）」です。HBMは、血液、尿など生体試料中の化学物質の量を計測し、環境中の化学物質がどの位人間の体内に取り込まれているかを調査するものです。これにより、私たちは有害化学物質にどの位ばく露されているかを知ることができます。そして、安全目標値（環境安全基準）や世界の国々の値と比較することによって、ばく露量が高い場合には、取り込み量を減らすための措置（法規制や生活習慣の変更）を取ることができます。アメリカ、ドイツ、カナダ、韓国などではこのようなバイオモニタリングを法制化しています。しかし、日本では、このようなバイオモニタリング制度は法制化されていません。

エコチル調査については、デンマーク、ノルウェー、韓国などの国々で実施されており、日本でも10万人規模で2011年～2027年まで実施中ですが、法制度上の根拠は定められていません。各国の同種の調査の中でも抜群の参加率を保持しており、世界的にも注目を集めていますので、期間経過後も継続が強く望まれます。そもそも、日本においては、このような環境安全に関する基本理念、基本施策を定める「基本法」も制定されておられません。

4 「環境安全基本法」（仮称）の制定を!!

よって、私たちは、別紙の基本理念・基本施策を定める「環境安全基本法（仮称）」を制定することを要請します。